

北海道の地デジ普及推進アクションプラン

平成22年3月30日

地上デジタル放送推進北海道会議は、平成23年（2011年）7月24日のアナログ放送完全停波・地デジ完全移行に向けて、道内の地デジ受信環境及び送信環境の整備並びに視聴者支援を一層円滑、かつ、確実にを行うため、別紙のとおり「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」（以下、「地デジアクションプラン」という。）を定め、関係者による地デジ普及の取組を精力的に進めてきた。

地デジ完全移行まで残すところ15ヶ月余となった今日、地デジアクションプランを別紙のとおり改定し、なお一層着実な取組を進め、もって、道内の完全地デジ化の実現を目指すこととする。

なお、平成21年3月31日策定の地デジアクションプランに沿った関係者の取組結果とそれに基づく今後の取組は、別添のとおり。

別紙

I 受信環境

1 辺地共聴施設（自主共聴（地方公共団体又は組合管理のもの））

(1) デジタル化に向けた取組

現行（平成22年3月末現在）、デジタル化改修済み126施設（見込み）／341施設（37%）。

- ① 自治体訪問や電話等による指導・助言等を行う。
- ② アナログ放送終了まで対策が困難な対策困難共聴施設*については、衛星放送による暫定的難視対策を講じられるよう対応を進める。

* 当該施設については、引き続き、平成27年（2015年）までに地上系放送による対策を検討する。

(2) デジタル化の目標

- ① 平成23年（2011年）3月までに、ほぼ全施設の対応を完了する。
- ② 受信局が平成22年度（2010年度）開局のため、受信点調査等が遅れる共聴施設については、平成23年（2011年）7月までに対応を完了する。

2 辺地共聴施設（NHK共聴）

(1) デジタル化に向けた取組

現行（平成22年3月末現在）、デジタル化改修済み205施設（見込み）／381施設（54%）。

NHK共聴については、NHKにおいて計画的に改修等を進める。

(2) デジタル化の目標

平成23年（2011年）3月までに、全施設の対応を完了する。

3 受信障害対策共聴施設（国若しくは地方公共団体管理のものについては、5で記述）

(1) デジタル化に向けた取組

現行（平成22年2月末現在）、4,032施設（※国、地方公共団体管理のものを含まない。）中、デジタル化改修済みは1,301施設（32%）。

〔※国又は地方公共団体管理のものを含めた場合、5,056施設、改修済みが2,045施設（40%）〕

- ① 施設管理者に対し、未対応の施設が残らないよう、改修働きかけを継続する。
- ② 施設管理者への働きかけのみならず、共聴施設加入者への周知により意識向上を図る。
- ③ 関係機関と連携して積極的な広報活動を行う。

(2) デジタル化の目標

- ① 平成23年(2011年)7月までに、全施設の対応を完了する。
- ② 国・地方公共団体管理の1,024施設は、平成22年(2010年)12月末までに、全施設の対応を完了する。(5項に再掲)

4 集合住宅共聴施設(国若しくは地方公共団体管理のものについては、5で記述)

(1) デジタル化に向けた取組

現行(平成22年3月末現在)、道内に約12.2万施設存在、デジタル化改修済みは、約11.8万施設(97%)と推定。

- ① 引き続き対象施設を把握し、改修の働きかけに努める。
- ② 自治体広報等による周知を行う。
- ③ 施設の所有者や管理組合へ、デジタル化の働きかけを行う。
- ④ 地デジ化対応済みであることを明示する「地デジカ・ステッカー」を活用した取組を行う。

(2) デジタル化の目標

- ① 平成23年(2011年)7月までに、全施設の対応を完了する。
- ② 国・地方公共団体管理のものは、平成22年(2010年)12月末までに、全施設の対応を完了する。(5項に再掲)

5 公共施設

(1) デジタル化に向けた取組

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」(H20.7.10 デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議決定)を踏まえて、対象施設のデジタル化対応を継続する。

(2) デジタル化の目標

- ① 公共施設(庁舎、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設、国・地方公共団体の管理する集合住宅等)は、平成22年(2010年)12月末までに、全施設の対応を完了する。
- ② 受信障害対策共聴施設1,024施設は、平成22年(2010年)12月末までに、全施設の対応を完了する。

6 ケーブルテレビ

(1) デジタル化に向けた取組

現行(平成22年3月末現在)の13施設中、デジタル化改修済み8施設(62%)。新たな難視地区等の難視聴世帯の巻き取り(可能な範囲)を行う。

(2) デジタル化の目標

平成23年(2011年)3月までに、全施設の対応を完了する。

II 送信環境

1 中継局整備

(1) デジタル化に向けた取組

現行(平成22年3月末現在)102局所627中継局を完成。

- ① 中継局ロードマップに示す総計157局所1,014中継局について、平成22年末までに確実に完成させるため、工程・進捗管理を適切に行う。

- ② 民放が自力建設困難とする中継局については、デジタル中継局整備支援事業（国庫補助金）を有効かつ適正に活用する。
- ③ 速やかに受信調査等の地デジ対策が実施できるよう中継局整備の前倒し等に努める。

（２）デジタル化の目標

平成２２年（２０１０年）中に、NHK５５局所１１０中継局、民放６１局所２７７中継局を整備する。

２ 新たな難視地域の対策

新たな難視と特定されている世帯について、対策計画を策定し、デジタル難視聴世帯数の最小化を目指す。

また、対策計画によっては、対策の工事に一定の期間が必要なため、アナログ放送終了までに対策が困難な世帯*については、衛星放送による暫定的難視対策を講じられるよう対応を進める。

* 当該世帯については、引き続き、平成２７年（２０１５年）までに地上系放送による対策を検討する。

３ デジタル混信地域の調査・対策

中継局の開局後にデジタル混信が発生した場合は、調査等を実施することとし、混信が生じる地域については、個別の対策計画を策定し、関係者の協力により、具体的対策を進める。

Ⅲ 地上デジタルテレビ放送受信機の普及

１ 普及への取組

- ① 地上デジタルテレビ放送が受信可能なテレビ等の普及のため、関係機関と連携し、あらゆる情報伝達メディア（TV、ラジオ、CATV、広報誌等）を活用した取組を行う。
- ② アナログ放送の終了を告知するレターボックスを挿入することによるデジタル放送との差別化を行い視聴者への周知を強化する。

２ 普及の目標

- ① 平成２２年（２０１０年）１２月末 ９０％超
- ② 平成２３年（２０１１年）４月まで ９５％超

Ⅳ 視聴者保護・支援

１ 「悪質商法」の対策

- ① 視聴者に対する多種多様の支援策が増えていることから、高齢者等の被害防止のための注意喚起、周知活動を関係機関と連携して取り組む。
- ② 緊急時において迅速に周知が可能な体制の強化を図る。

２ 高齢者等への支援

- ① 多くの対象者に説明を受ける機会を提供するために、放送・広報誌等による説明会の事前案内を強化する。
- ② 自治会、町内会、福祉施設等の場を活用した説明会を行う。
- ③ 高齢者だけの世帯等、個別の支援を要する個々の世帯に対して訪問等による支援を行う。

３ 経済的弱者への地デジ受信機器購入等の支援

- ① 多くの対象者に周知が行き届くように、NHK・市町村と連携し幅広い周知広報を行う。
- ② チューナー設置希望者への円滑な工事実施に向けた取組を行う。

以上